

## 第3節 子ども・子育て支援新制度について【特集】

### 1 子ども・子育て支援新制度の施行状況

2015（平成27）年4月に施行した子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることで、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現を目指すものである。

#### 2015（平成27）年度の状況

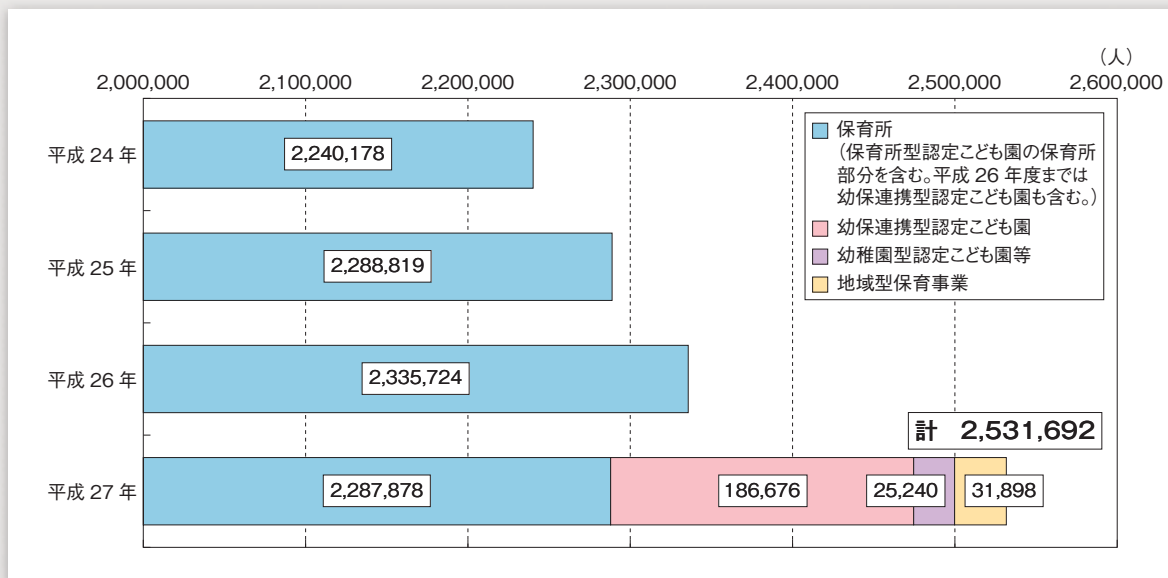
「量的拡充」について、新制度の実施主体である各市町村は、潜在ニーズを含め地域の保育需要等を踏まえた子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定

し、必要な子ども・子育て支援を計画的に実施することとされている。

保育の受け皿確保については、各市町村において、保育所や認定こども園の整備のほか、新たに創設された地域型保育事業の実施等により、定員の拡大が進められており、2015（平成27）年4月時点の保育所等の定員は、平成26年度までは集計の対象に含まれていなかった幼稚園型認定こども園等や地域型保育事業も含め、約253万人（前年比約19.6万人の増）となっている。（第1-2-9図）

また、新制度では認定こども園制度が改善された。2015年4月における認定こども園数は、2,836件となり、施行前である2014（平成26）年4月における1,360件から倍増した。（第1-2-10図）

第1-2-9図 保育所等の定員数の推移

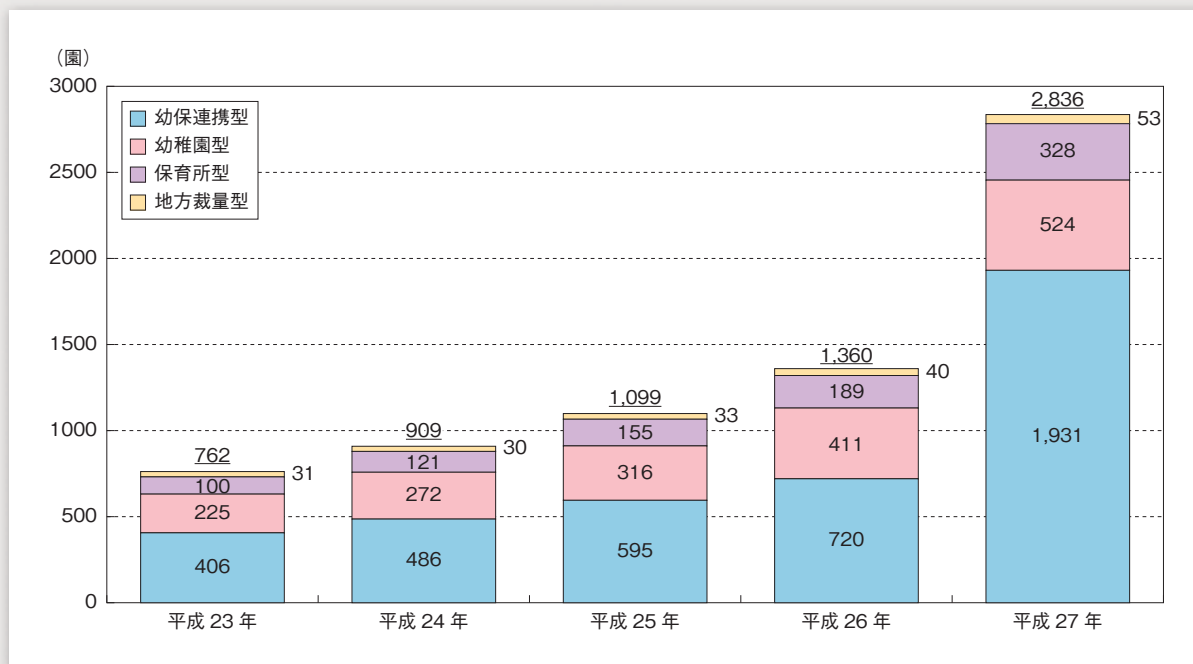


資料：内閣府資料

注1：各年とも4月1日時点の数値。

注2：平成27年4月時点の集計の対象は、新制度における給付の対象となる保育所（保育所型認定こども園の保育所部分含む）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等及び地域型保育事業であり、平成26年4月時点以前は、保育所運営費の対象である保育所（保育所型認定こども園の保育所部分、幼保連携型認定こども園を含む。）となっている。

## 第1-2-10図 認定こども園数の推移



資料：内閣府資料

注：各年とも4月1日現在の数値

## 第1-2-11図 地域型保育事業数

(2015年4月1日現在)

	件数	(内訳)			
		家庭的保育	小規模保育 (注)	居宅訪問型保育	事業所内保育
地域型保育事業数	2740	931	1655	4	150

資料：内閣府資料

注：小規模保育事業は以下の3類型。括弧内は各類型の件数。

- ・A型 (962件)：保育所分園や小規模の保育所に近い類型 (保育従業者の全てが保育士)
- ・B型 (572件)：A型とC型の中間の類型 (保育従事者の2分の1以上を保育士として、保育士以外の保育従事者には研修が必要)
- ・C型 (121件)：家庭的保育に近い類型 (研修を受講した家庭的保育者を配置する場合には子供3人に対し保育従事者1人、その補助者を置く場合には子供5人に対し保育従事者2人)

新制度で新たに創設された地域型保育事業は、2015年4月現在で全国で2,740件となり、その内訳は、小規模保育事業が約1,655件、家庭的保育事業が931件、事業所内保育事業が150件、居宅訪問型保育事業が4件であった。(第1-2-11図)

「質の向上」については、私立幼稚園・保育所・認定こども園等における職員の処遇改善 (+3%) や、3歳児の職員配置の改善

(20:1→15:1)、保育標準時間認定に対応した職員配置の改善、研修機会の充実、小規模保育の体制強化、減価償却費・賃借料等への対応、放課後児童クラブの充実、病児・病後児保育の充実、利用者支援事業の推進などが実現した。

## 「量的拡充」と「質の向上」

幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率10%への引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要とされており、政府は、追加で必要となる0.3兆円超の確保に最大限努力するものとされている。

具体的な用途については、消費税率引上げにより確保する0.7兆円程度の財源については、待機児童解消加速化プランの推進のための保育の受け皿確保、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、社会的養護などの「量的拡充」に0.4兆円程度、また「質の向上」については、0.3兆円程度を充てることとなっている。(2017(平成29)年度所要額として)

さらに、消費税分を含め1兆円超程度の財源が確保された場合には追加の0.3兆円超程度を「質の向上」に充てることとなっている。

2015(平成27)年度及び2016(平成28)年度予算においては、当初予定されていた2015年10月の消費税10%への引上げが延期される中であったが、子ども・子育て支援は社会保障の充実において優先的に取り組む施策と位置付けられ、所要の「量的拡充」のみならず、消費税10%への引上げにより確保する0.7兆円程度の財源の確保を前提に実施を予定していた上記の「質の向上」に係る事項を全て実施するために必要な予算を計上している。(第1-2-12図)

今後、消費税分以外も含めて0.3兆円超の財源を確保して行うこととしている主な事項としては、職員の処遇改善を+5%まで引き上げるほか、1歳児の職員配置の改善(6:1→5:1)、4・5歳児の職員配置の改善(30:1→25:1)等を実施することとしている。

第1-2-12図 平成28年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

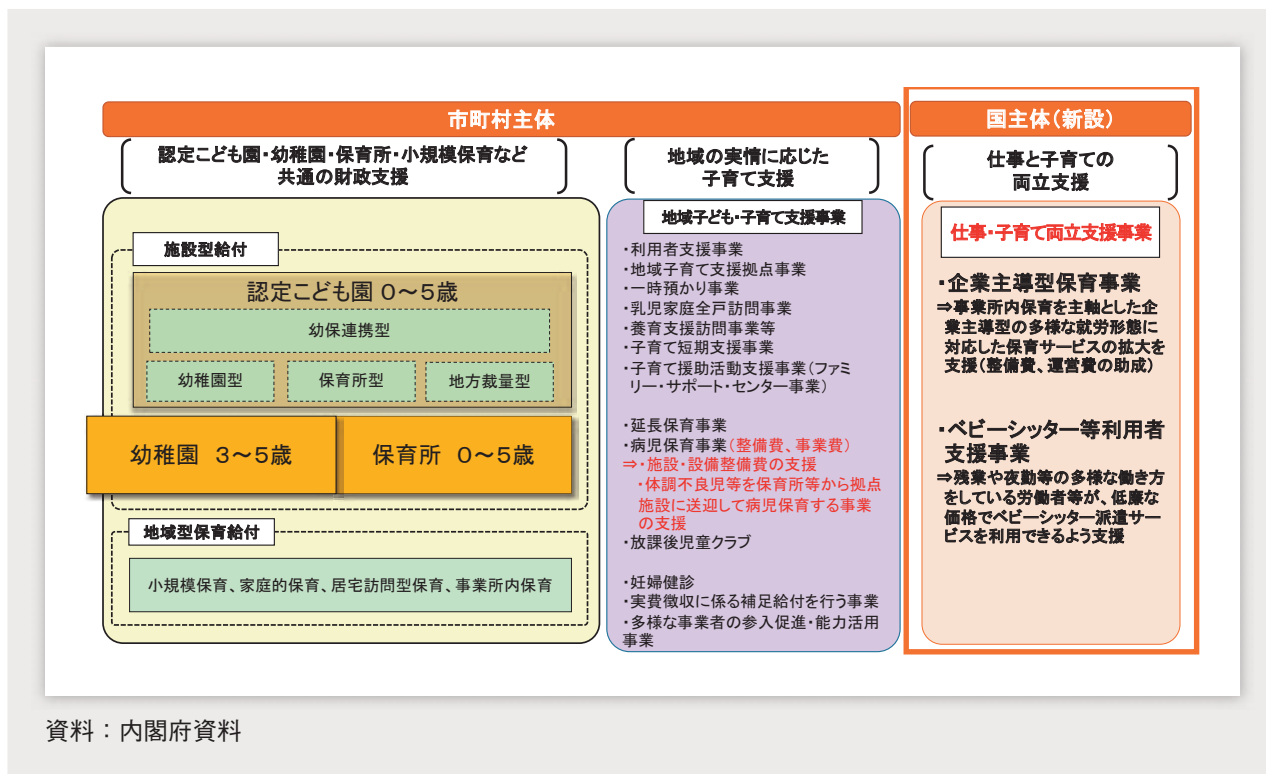
○ 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成28年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	3,719億円	2,220億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など
量的拡充・質の向上 合計 5,939億円		

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

資料：内閣府資料

## 第1-2-13図 子ども・子育て支援新制度の体系（平成28年4月）



資料：内閣府資料

## 円滑な運用等に向けた国の取組

施行年度である2015（平成27）年度においては、制度の円滑な運用のため、各種広報・啓発に加え、内閣府・文部科学省・厚生労働省の担当者を各都道府県に派遣し、各都道府県・市町村において直面している運営上の課題等について情報交換・意見交換などを行った。

また、新制度の実施主体である各市町村において子ども・子育て支援施策を効果的に実施していくため、継続的に各市町村において事業計画の点検・評価、見直しを行っていくことが重要であることから、活発な活動を行っている地方版子ども・子育て会議の取組や、他の自治体にとって参考となるような事業計画の事例について調査し、事例集として取りまとめた上で全自治体に提供した。

さらに、新たに仕事・子育て両立支援事業を創設する等を内容とする「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が第190回国会において成立し、2016（平成28）年4月か

ら施行した（詳細は「2. 子ども・子育て支援法の改正」参照）。（第1-2-13図）

## 2

## 子ども・子育て支援法の改正 —仕事・子育て両立支援事業の創設—

### 改正の背景

待機児童の解消を目指し、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度末までに40万人分の保育の受け皿確保することを目標とした待機児童解消加速化プランに取り組んでいたところであるが、今後、25～44歳の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、整備目標を上積みし、50万人分を整備することとした。

また、従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日勤務のほか短時間勤務の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援が求められている。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、子ども・